

足立区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区（以下「区」という。）内の高齢者施設等に対し、予算の範囲内で簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備及び多床室の個室化に係る経費について補助を行うために必要な事項を定めることにより、当該高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業で、かつ、別で定める期間等において実施されたものとする。ただし、当該高齢者施設等が、令和2年度又は令和3年度において、当該補助対象事業に係る経費に対する補助を既に受けていた場合には、当該補助対象事業が第2号又は第3号の事業であって、かつ、補助金を交付すべき特別な事情があると認められるときを除き、補助の対象としない。

(1) 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業（別表第1の1欄に定める対象施設等において、居室等に簡易陰圧装置を設置し、又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業をいう。）

(2) 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業（次のアからウまでに掲げる事業をいう。）

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援（別表第1の1欄に定める対象施設等のうち、ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業をいう。）

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援（別表第1の1欄に定める対象施設等のうち、従来型個室又は多床室である介護施設等について、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業をいう。）

ウ 家族面会室の整備等経費支援（別表第1の1欄に定める対象施設等において、2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置又は拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等、感染症の拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な、常設の家族面会室を整備するための事業をいう。）

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業（別表第2の1欄に定める対象施設等において、感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修（可動式の壁により分離する場合を含むが、当該壁が天井から隙間が空いているものは除く。）を行う事業をいう。）

(暴力団等の排除)

第3条 次の各号に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体で、その代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金に係る補助対象経費については、第2条に定める補助対象事業に係る別表第3の3欄に記載する経費とする。

（補助金交付額）

第5条 補助金の交付額については、別表第3の1欄に定める区分ごとに、3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額（社会福祉法人の場合にあつては、当該額から寄附金収入額を除いた額）を控除した額と、2欄に定める補助基準額により算出した額とを比較して少ない方の額に、4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請については、補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、足立区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに足立区長（以下「区長」という。）に提出して行うものとする。

（交付決定）

第7条 区長は、前条の規定により補助事業者から交付申請があつた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、第12条に定める条件を付して補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により当該補助事業者に通知する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助金を充てて行う事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了することが判明したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、足立区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

（請求）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。

(交付時期)

第11条 補助金は、第9条に定めるところにより補助金の額の確定をした後、前条に定める請求を受けて交付する。

(補助条件)

第12条 補助金は、次条から第29条までに定める事項を条件として交付する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(承認事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行指示)

第16条 前条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。

(是正のための措置)

第17条 区長は、第9条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることができる。

2 第8条に規定する実績報告は、前項の規定による命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が第22条の規定に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
- (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第19条 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者は、第18条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第21条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第22条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（財産処分等に伴う収入の納付）

第23条 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて前条の規定により財産を処分し、これ

により収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(補助金調書の作成)

第25条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(帳簿の整理)

第26条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第27条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに報告することとし、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により、区長に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。以下同じ。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

(寄附金収入の制限)

第28条 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(事業実施のための契約手続)

第29条 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(委任)

第30条 前各条に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は別に定める。

付 則（4足福介発第2931号 令和4年10月3日区長決定）

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象施設等（簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業）

1 対象施設等	2 補助対象事業者
介護医療院 【注1】	左記の施設等を運営する者
介護療養型医療施設 【注1】	
軽費老人ホーム 【注1】	
有料老人ホーム 【注1】	
サービス付き高齢者向け住宅 【注1】【注2】	
短期入所生活介護事業所 【注1】【注3】	
短期入所療養介護事業所 【注1】	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	

【注1】定員29人以下のものに限る。

【注2】特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。

【注3】特別養護老人ホームに併設するものを除く。

別表第2（第2条関係）

対象施設等（多床室の個室化に要する改修費支援事業）

1 対象施設等	2 補助対象事業者
介護医療院 【注1】	左記の施設等を運営する者
軽費老人ホーム 【注1】	
有料老人ホーム 【注1】	
短期入所生活介護事業所 【注1】【注2】	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	

【注1】定員29人以下のものに限る。

【注2】特別養護老人ホームに併設するものを除く。

別表第3（第4条、第5条関係）

1 区分		2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業		簡易陰圧装置 1台につき 4,320,000円 【注1】	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費【注2】。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10分の10
感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業【注3】	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1か所につき 1,000,000円	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費【注2】。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10分の10
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	1か所につき 6,000,000円		
	家族面会室の整備等経費支援	1施設・事業所につき 3,500,000円		
多床室の個室化に要する改修費支援事業		個室化を行う 1床につき 978,000円	多床室の個室化に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費【注2】。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10分の10

【注1】簡易陰圧装置の台数は、原則として、居室（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては、宿泊室）、静養室又は医務室1室につき1台、かつ施設等の定員数を限度とする。この場合において、多床室につい

ても1室あたり1台が補助上限とするが、第2条第3号に規定する事業を実施し、天井まである壁面、扉等でほかの区画と空間的に分離できるようにする場合には、1床当たり1台とすることができるものとする。

【注2】工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。なお、工事費又は工事請負費に備品購入費に相当する額が含まれる場合は、その額を控除して算定するものとする。

【注3】第2条第2号に規定する事業のうち、同号ア又はイの事業と同号ウの事業とを合わせて行うときには、これらの事業の補助金をそれぞれ申請することができるものとする。